
第6回はだのブランド認証募集要項

I. はだのブランド認証制度とは

秦野市ならではの魅力ある商品・サービス等をはだのブランド「みっけもん秦野」として認証し、全国に向けて広くPRすることで、秦野市の認知度を高め、地域経済が活性化することを目的としています。

II. はだのブランド認証申請について

1 認証対象

「秦野生まれ」「秦野育ち」「秦野発」のいずれかに該当し、申請者がその権利を所有するものに限ります。

- (1) 商品（一次産品、加工品、工芸品、工業製品等）
- (2) サービス（サービス及びその提供者、従事者、施設等）
- (3) 秦野の地域資源（歴史、地域文化、自然景観等）に関連づけられた経済的価値のあるもの又は活動とする。ただし、公序良俗に反するものは対象としない

2 申請資格

- (1) 秦野市内に住所を有する個人
- (2) 秦野市内に住所を有する法人その他の団体（本支店等の事業拠点の所在地を市内に有すること）

3 スケジュール

募集期間 平成29年6月1日（木）～6月30日（金）（必着）
審査 8月上旬（予定）
発表 10月上旬（予定）

4 はだのブランド認証要綱・認証基準

別紙 はだのブランド認証要綱・はだのブランド認証基準をご参照ください。

5 選考方法

認証審査は、はだのブランド認証審査会において、認証基準に基づき審査し、はだのブランド推進協議会が認証します。

6 申請に関する留意事項

- (1) 書類は返却いたしません。必ず申請者側で複写などをお取りください。
- (2) 審査会では、申請品の現物を審査します。申請品のサンプルや申請品の製作に係る費用は申請者の自己負担とします。
- (3) 申請品が認証された場合、申請者は、「はだのブランド推進協議会」が実施するイベントなどで申請品を展示する機会があることを事前に了承するものとします。
- (4) 申請品が認証された場合、申請品の写真や説明文などを「はだのブランド」のホームページや製作物、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの取材記事・報道に使用することを事前に了解し、その内容については「はだのブランド推進協議会」に一任するものとします。

7 申請必要書類

申請の際は、必ず専用の様式により申請してください。

- (1) 申請書（第1号様式）
 - (2) 申請品の写真（プリントしたもの）
 - (3) 申請品の写真データ（CD・DVD）
 - (4) 申請品のサンプル
 - (5) 品質基準に係る誓約書（第2号様式）
 - (6) その他任意の書類（カタログ・パンフレット等）
- （(1)及び(5)は、はだのブランドホームページ「はだのブランド認証制度申請関係書類」からダウンロード又は、はだのブランド推進協議会事務局にご請求ください）。

8 申請先・お問い合わせ先

所定の申請用紙に必要事項を記入し、直接下記申請先に持参するか、郵送で応募してください。

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1-3-2 秦野市役所産業政策課内
「はだのブランド推進協議会」事務局 担当 原
TEL 0463-82-9646
FAX 0463-82-6256
メールアドレス info@hadano-brand.jp

※ 申請関係書類は「はだのブランド」ホームページ
(<http://www.hadano-brand.jp>) からもダウンロードできます。